

## 第5回 上福岡市・大井町法定合併協議会

平成17年1月26日（水曜日）

午前10時00分開会

上福岡市フクトピア 2階 多目的ホール

事務局

それでは、皆様、大変お待たせいたしました。本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから上福岡市・大井町法定合併協議会の第5回会議を開催いたします。

なお、本日も既に一般の傍聴の方、報道関係者、そして行政関係者が入場しておりますので、ご了承いただきたいと思えます。

それでは、開会に当たりまして、本合併協議会の会長であります武藤上福岡市長からごあいさつを申し上げます。お願いします。

会長

それでは、皆さん、おはようございます。本日は、大変お忙しい中お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、これまで埼玉県との間で協議を進めてまいりました新市建設計画も、おかげさまで過日協議が調いました。そこで、本日は、委員の皆様にご利用の協議結果をご確認いただくとともに、これまでご協議をいただいた内容をまとめ上げた合併協定書についてもご確認をいただく予定になっております。そして、協議会の仕上げとして、合併の是非について確認をさせていただくことになっております。本日は合併協議会としてのまとめの会議となりますが、委員の皆様には十分ご協議を賜りますとともに、協議が円滑に進みますようお願いを申し上げます。簡単でございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。大変ご苦労さまでございます。

事務局

ありがとうございました。

ここで、議事に入ります前に、まず資料の確認をさせていただきます。本日の資料でございますが、三つございまして、一つは、表紙に第5回会議資料と記してございますが、そちらの資料が1点でございます。二つ目としましては、平成17年1月21日付け分権第422号ということで、これは埼玉県からの合併協議会会長あての上福岡市・大井町の合併に係る市町村建設計画の協議についてのご回答文書でございます。これが2点目でございます。3点目は、参考としまして、法定合併協議会の概要版の印刷に当たりまして、そのイメージ図をつけさせていただいております。そのほかとしまして、平成17年

1月13日付けの富士見市長から合併協議会会長あてに上福岡市・大井町法定合併協議会における新市名称の再考についての文書と回答、そういったものが4点ほどつけさせていただいております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ただいまから議事に入らせていただきますが、会議の議長につきましては、協議会の規約第10条第2項の規定に基づきまして、会長が当たることになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

〔「事務局、質問です」と言う人あり〕

事務局 はい。

山川委員 今回の資料の中に、私ども日本共産党が申し入れたことに対する回答が1月21日に出されているようですが、これはどこに出されたのでしょうか、伺ひます。私は受け取っておりません。

事務局 私ども、山川寿美江代表の方に、小封筒に入れて、会議資料とあわせまして、ご回答させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

山川委員 そうすると、これが回答ということですか、今配付されたものが。

事務局 そうでございます。

山川委員 1月21日と書いてあるのですから、きょうは26日ですよ。なぜわざわざ合併協議会のところに行って申し入れたのに、今配付したからこれが回答だというのは本当に、何というのですか、お役所仕事にも劣るといふふうに思うのですが。

事務局 ちょっと勘違ひがあるかと思ひますが。私どもでは1月21日の日にお渡ししてございます。ということでございますので、よろしくお願ひいたします。

山川委員 本人がもらっていないというのだから、もらっていないです。いつ、どこで渡したのですか。

事務局 実際にお持ちした職員がございまして、そちらの方からお答え申し上げます。

事務局 すみません。21日が合併協議会の資料配付の日でもございまして、うちの方の共産党議員団の控室の方にお持ちしまして、そのときに岩崎議員さんいらっしやいまして、山川議員さ

んいらっしゃいますかという話をしましたら、これからすぐ見えるのでという話をされましたので、これ、この間の回答文書ですので、お渡しくださいということで、その日にお渡ししました。

山川委員 一応私の名前で出ておりますので、本人に渡したかどうかを確認すべきだと思うのです。私は受け取っておりませんので、1月21日に配付したとしても、それが回答だというふうに受け取っておりませんので、事実経過については、それでは調査させていただきます。

事務局 よろしく申し上げます。

会長（議長） それでは、議事に入ります前に、会議の運営についてお願いがございます。

委員の皆様には大変お忙しい中をご出席いただいておりますので、会議については建設的な意見をいただきながら、効率的に進行していきたいと思っております。

また、これまでと同様、質問につきましては、お一人3回、そして一応予定として12時ぐらいまでで終了を予定しております。ぜひ皆様のご協力をお願い申し上げます。

それでは、早速会議を進めたいと思います。

まず、ただいまの出席委員は26名でございます。会議の定足数に達しておりますので、規約第10条第1項の規定により本日の会議が成立しますことをご報告させていただきます。

それでは、本題に入ってまいりたいと思います。なお、本日の議事につきましては、あらかじめ配付してあります第5回会議資料の会議次第に従いまして進めさせていただきます。

それでは、最初に、確認事項の1、新市建設計画についてを議題といたします。

事務局、説明をお願いいたします。

事務局 それでは、確認事項1、新市建設計画について説明をさせていただきます。

この新市建設計画につきましては、合併特例法の規定によりまして、埼玉県知事との協議が義務づけられておりますので、過日第4回会議当日をもちまして、財政計画を含めて1月12日に正式協議ということで依頼をいたしましたところ、21日付けで、異議ありませんという形で県知事から回答をいただきました。この回答の文書につきましては、本日資料として配付をさせていただきました。

新市建設計画につきましては、合併特例法の規定によりまして、法定合併協議会が作成することとされておりますので、本日その最終確認をいただきまして、法律の規定に基づいて、総

務大臣と埼玉県知事に直ちに送付するということになります。  
簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

会長（議長）

ただいま確認事項1の新市建設計画について事務局から説明がありました。資料は、1ページから44ページまでです。

この件につきましては、前回の第4回会議で協議決定をし、それを受けまして県との正式協議を行ったところでありまして、そして、過日知事から異議なしの回答をいただいたところでありまして、本日その結果を報告申し上げたところでございます。

この説明について、ご質問、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

塚越委員。

塚越委員

県協議では特に支障がないという単純な協議回答が出ておりますが、今までの審議の中で、私は土地利用計画や都市構造問題について質疑を行って、それに対して回答もいただいているのですが、その後の、きょう確認事項として提起されている中での文言の一部修正等もあったわけですが、基本的な部分でちょっとお伺いしたいと思うのです。

一つ、土地利用方針の問題なのですが、土地利用方針について見ると、従来の土地利用方針を基本構想を超えることができないから、構成する上福岡市、大井町のそれぞれの議決をされた基本構想を超えることができないから、それを基本的には足したものであるということで、部分的に一定度、新しいものが加わってくるという説明でした。だけれども、17ページに出されております土地利用方針図及び16ページの基本方針があるのですが、これでいきますと、例えば、色がついていないからわかりにくいのですが、商業系地域としては上福岡駅周辺のところとふじみ野駅のところのうれし野のあのアウトレットのモールのあたりの指定が書いてある。川越街道の一部がちょっと太くなっている意味がちょっととれないのですけれども、従来の構想ですと、例えば大井町なんかは東久保のところにも、いわゆる文化業務核が事実上商業系で来ているということもあるし、そのほかの土地利用上の配置もあるのですが、これを見ると、あくまでも上福岡駅周辺のところだけが商業的土地利用で、ふじみ野駅の周りがちょっと補足的にという形にとどまっているわけです。一たんこういうものが合併協議の中で定着してしまいますと、その後におけるさまざまな計画の根拠として見たときに、従来の基本構想にあったものが消えてしまうということにもなるし、あくまでも上福岡、大井を見たときの中心的商業系地域は上福岡駅中心であって、ほかは補助的、補完的機能だというふうになってしまうということになると思うのですが、そのところをどう解釈していったらいいのか、ま

た都市マスを含む、それからまた地域商業計画等の展開からどういう見方をしたらいいのかということをも1点目、お伺いします。

それから、もう一つは、38ページの新市における埼玉県事業の推進ということで、一番最初にないところで、後から具体的に出てきた分なのですね。懸案事項について、部分的には詳しく書いてあるのですが、よくわからない点が随分あるのです。私も、東西軸の問題で県道整備事業の問題は、合併する、しないにかかわらず、上福岡、大井通じての長期的懸案であろうと。こういう協議の際には、そこを除いてみて協議しても、実際東西の幹線軸の問題をはっきりしなければいけないのではないかとということで質問したわけですが、これで見ると、県道さいたま・上福岡・所沢線の優先度の高い区間における歩道整備というのが一つある。交差点改良もあるのです。県道東大久保・大井線の優先度の高い区間における道路整備ということで、多分東大久保・大井線については、駒林の区画整理のところを指しておられるのではないかなというふうに推定できるのですが、県道さいたま・上福岡・所沢線の優先度の高い区間における歩道整備や交差点改良というところが、その頭にある交通安全対策や交通渋滞解消ということが来ているのですが、どうともとれるし、沿道の方は大変これがどうなるかという関心を持っておりますし、何よりもこういう協議会の場というのがこういう問題の論議はふさわしいと思いますので、このところははっきりお答えしておいていただきたいと思います。

それから、財政問題を含めてということでございましたので、財政問題については、前回、前々回とも合併の主たる動機となっていた点、つまり合併特例債の問題について、具体的にそれが欲しいのだという、これは武藤会長自身が何度もご発言なさっていますが、数字がそこだけ毎年上がったたり下がったり、リアルな数字が張りついている。対象事業の選定に当たって、このところをどうされたのかというのが最後まではっきり出てこない。例示という範囲も出ていない。ただ、数字だけが具体的に出ているということなので、合併の必要性を言うところの特例債について、では何でこれが必要なのかということが、やはり市民に対する、住民に対する説明責任が果たせていないと思うのです。だから、新市建設計画を財政計画を含めて説明する際には、そこはこういう場で明確にしておくべきだということをも、三度目の会で申し上げたのですが、何とかそこは明確にできないものか。それとも、そこは一切明確にせずに、10年間で200億円を超える特例債がとにかく必要なのだと。各年の張りつけも決まっていますと。だけれども、対象事業については一切それは言えないのだということで押し通すおつもりなのか。そこをお答えください。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 まず、土地利用の関係で、1点目、ご質問ございました。土地利用につきましては、22ページをちょっとごらんいただきますと、施策項目、主要事業というところで、計画的で適正な土地利用というところで、主要事業に土地利用計画策定事業ということで、新市になってからその土地利用については検討するという事業を盛り込んでございます。それで、17ページの方にイメージ図ということで土地利用方針図をお示ししてありますが、実際には新市になってその土地利用を具体的に方策を決めていくということになります。

それと、2点目が県事業についてご質問ありましたが、これは第3回会議のときにも同じご質問ございましたが、これは市町の方で県に要望事項として出しました路線につきましては、県道についてすべて整備をお願いしますということで要望を出したのですが、県の方では、予算的なものもございませんでしょうし、そうしたことを含めて回答のあったのが、県道さいたま・上福岡・所沢線、それと県道東大久保・大井線ということで、この2本の路線について優先度が高いところからやりますという、ここに書いてありますこの文言のまま回答ございましたので、掲載をさせていただいております。

それと、3番目、財政計画ということでご質問ございましたが、今回正式協議、県の方と進めている段階では財政計画を含めての協議が整っておりまして、その中では合併特例債の使用、金額ですとか、そういったものも含めて県の了解が得られていますので、前回回答しているとおりの内容でございます。以上です。

会長（議長） 塚越委員。

塚越委員 土地利用計画については22ページの方に書いてあるからそれだということなのですが、これ見ましても、いわゆる市街地整備というところを見ると、上福岡駅周辺整備事業というのが入っているのです。しかし、このところへ来て富士見市が、ふじみ野駅は富士見市だという大分大きい看板まで立てましたけれども、ふじみ野駅周辺についても、これやはり大井町の大井・苗間区画整理から東久保区画整理、そしてまだ区画整理はできていませんけれども、苗間の東上線の東側の地域、そして上福岡市の進めている駒林地区の区画整理事業等、市街地整備の課題は大きいはずなのです。だけれども、こういうところを見ると、上福岡駅周辺整備事業だけが具体的に提示されていて、もう片方の方が面積的に見ても、むしろふじみ野駅周辺の方が対象とする面積が大きくなるはずなのだけれども、これが全く欠落しているということで、どこから延びても、さっきの

商業系の張りつけの問題もそうなのだけれども、上福岡駅中心の土地利用計画や市街地整備計画という計画に、どう読んでも読めてしまうのです、これ。だから、前回もそのことどうなのだとお聞きしたわけなのです。例えば駐輪場だとかそういう細かい問題についても見ても、上福岡の方だけ具体的なのです。ふじみ野駅西圏については、それが一般化されてしまっている。具体的に出ているのと一般化されているのでは、計画上の位置づけて違うわけです。そこは強く申し上げたのだけれども、何だか全然説明にならない回答で終わってしまっているのですけれども、きょうもそういうことだということだと、この計画はあくまでも上福岡駅中心のまちづくりの計画がここへ出てきて確認されるのだということ、計画上の落差というのは否めないということになると思います。そのところはそういう解釈が固定化するというのでよろしいのですか。新市において決めればよいというのだけれども、やっぱり合併協議というのは協議としての重みがあるはずだし、そんな軽いものではないはずではないですか。

それから、東西交通の問題なんかについて見ても、県が予算の関係があるというふうにおっしゃっているのでしょうけれども、協議事項として記載するわけですから、その表現上については、今年、来年の話というのはもちろんあるでしょうけれども、少なくとも10か年ぐらいの中長期プランの中でおさめるべき問題でしょう。だけれども、その表現の仕方を見ると、何か3か年実施計画的な表現の仕方があって、中長期プランとしての表現との何かミスマッチがあるのですね、見てみると。その辺が矛盾を来しているのではないかなと思うのです。必要なら必要で、きちっと東西軸として位置づけるという。それは合併する、しないにかかわらず必要な交通幹線になっているわけですから、と思うのですが、全然そこ今の回答になっていないのです。

財政計画についても、前の回答というのは、合併特例債の対象とする事業は、この場ではお示しできないということですね、市民に対して。説明もできないということですね。その回答が再度確認されるということでもよろしいのですか、市民に対しては一切説明しないということ。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 まず、1点目、駅周辺の土地利用計画についてでございますけれども、16ページ、ちょっとお聞きいただきたいと思えます。16ページの大きい4番、土地利用区分別の基本方針。この中の（2）番、商業系地域というところで、「上福岡駅とふじみ野駅周辺においては、商業・サービス機能の秩序ある集積を図り、拠点性を高めます。近隣商業地域については地域密着

型の魅力ある商店街づくりに取り組みます」ということで、ふじみ野駅周辺についても同様にうたってございます。

それと、2点目、東西交通の県事業についてなのですが、これにつきましては、一字一句、県の方でまとめていただいた内容でございまして、これについて市町の方でもできるだけその県道整備について、東西交通について、ほかの県事業について何度もアタックはしたのですけれども、一応こういう形で回答をいただいたということですので、ご理解いただきたいと思います。

それと、財政計画についてなのですが、市民の方への周知ということも含めまして、今回、後でその他というところでご説明いたしますが、3月の1日号になりますか、今回法定合併協議会での報告書ということで概要版をまとめまして、その中で全戸配布をして周知の方を図っていくというように予定しております。

以上です。

〔「ちょっと言っていていいですか」と言う人あり〕

会長（議長） 副会長。

副 会 長 地元のことににかかわる質問、第1点目ですので、私の方からお答えしますけれども、上福岡市が優先されている新市計画ではないかというようなご意見ですけれども、先ほど事務局が言いましたように、私どもこれをもう一度見直して、上福岡駅とふじみ野駅周辺というふうに表記を変えさせていただいたということです。この意味は、当然二つの核を形成することによって地域の発展があるという認識は全く変わっておりません。そういったことで、特にふじみ野駅には勝瀬の区画整理事業が今着々と進展しておりますし、また大井町も新たなまちづくりの発展も可能性を秘めているわけでありますので、そういった点から二つの核の中で、この一つの市が発展していくという考え方でやっております。

以上です。

会長（議長） 塚越委員。

塚越委員 今お答えがあったのですが、確かに16ページの表現は、上福岡駅とふじみ野駅周辺においてはということで改善されたことは、それは一歩前進だと思うのです。しかし、いわゆる商業系地域ということの定義のとらえ方として、土地利用方針図というのはそこに添付されるのです。ここで言うと、大井町なんかで見れば、新しい形というのは商圈の形成がされているわけです。それは、島田副会長も認められていると思うのです。



上福岡市については、いわゆる都市計画法、建築基準法上の商業地域でなければ立地することができない施設が商業地域に集積しているというので、特に用途の色塗りについては商業系が必要だというような形の集積というのか、そういう違いがあると思うのです。大井町の方は、商業系の色塗りをしなくても、いわゆる国道沿いとか県道沿いだとか、整備された市街地の中に、どっちかというと沿道サービス型で車でアクセスできる、そういうものが多数立地して、全体として活況を呈しているという、そういう違いがあるのではないのでしょうか。だけれども、少なくとも、この文言についての表現のところでは一応加えられたのだけれども、次の文章の「商業・サービス機能の秩序ある集積」ということで拠点性を高めるとなっていて、であるのですが、その次に近隣商業にすぐ飛んでしまっているために、いわゆる実態とその文言と土地利用方針図との整合性に欠けるのです、これ。新たな商業機能とかサービス機能の展開にふさわしい表現になっていないというところを指摘したいなと思うのです、そのところ。どうしてもこれだと、従来の狭い意味での建築基準法上のいわゆる商業性、集積というか、そこに見られてしまうのではないかなということ。そのところ、こういう場ですので、改めて指摘をしておきたいと思うのです。大井町の基本構想では、そういうことを含む形での三つの核構想があったわけですから、いつの間にかそれがアウトレットモールのところだけが残って、あとは消えてしまっているということになっているのです。そこは指摘をしておきたいと思うのです。

それで、22ページの方になってくると、さらに誤解しやすいのは、市街地の整備のところには上福岡駅周辺しかのってこないわけです。それで、面的にはもっと大きな利用が中長期には見込まれる、ふじみ野駅周辺というのは入ってこない。これは、道路の問題なんかでもそうですし、またその他の公共施設整備もそうですが、入ってこないわけです。これはやっぱり当初の計画上の弱点が補正されないまま、最後まで残ってしまったのではないかとこのことを申し上げておきたいと思えます。コメントがあるなら、していただきたいと思えます。どうしても上福岡駅周辺の現在進められている再開発関連事業を前提とした表現の中で部分修正するからこうなってしまうのであります。

それから、さっきの財政計画なのだけれども、3月1日号の広報に出すからいいではないかという、そういう事務局の答弁なのだけれども、これは全然住民に対する説明になっていないですね。合併特例債をそれほど急いでやらなければならないのだったら、その対象事業は一体何なのか。どの事業をいつまで急がなければならないのかというのは、これはやっぱり住民に対する説明責任があると思えますので、これは会長からぜひ答

えてください。

会長（議長） 副会長。

副 会 長 もう一度、再度お答えいたします。

この表記のとらえ方なのですけれども、上福岡駅というのは、上福岡駅と、それからふじみ野駅周辺というふうに表記してあるのは、元来上福岡市の都市計画は、詳しくは知りませんが、いわゆる駅圏の発生した商業地域という商業圏というとらえ方をしていますし、また大井町の場合はふじみ野駅を中心として、その周辺を商業で発展、商業を基本として発展させていく地域というふうに大井町はとらえているわけです。ですから、そのところで、ふじみ野駅周辺ととらえたのは、川越街道までもやっぱり含みますし、要するに点でとらえるのではなくて、面でとらえて表現しているというふうに理解をしていただければというふうに思うのです。そういう概念でありますので、よろしくお願いします。

会長（議長） ちょっと私どもへ質問した内容がよくつかめないのですが、もう一度どうぞ。

塚越委員 特例債の張りつけ事業を数字だけ10年間で200億円、こういうふうになっているのだけれども、はっきりと市民に説明していないのではないかと。それほど特例債の関係で合併を急ぐのだったら、そこは市民に説明する責任があるのではないかとということでお聞きしたわけです。

会長（議長） これは、特例債の問題は、あくまでもこれは返済を前提に置いた中身ですから、そのところをしっかりとした議論をして、最終的には決定していくということが大事で、今からどれだけ借りて、どれだけ返しますよという方向は、ちょっと出せないと思います。

〔「対象事業」と言う人あり〕

会長（議長） 対象事業というのは、お互いの、要するに地域の発展のため、あるいは共同で使う、そういう事業に対して特例債を使うということが前提になっております。それ以外には使えない。  
ほかにありますか。  
山川委員。

山川委員 12ページなのですが、上福岡市の人口構成比の推移の中で、この1市1町の合併についての合併を推進する理由が、少子高齢化ということと、それから財政状況がよくなっていかない中

で事業を進めるためには合併特例債が必要だというような主張でございました。この12ページを見ますと、私は、人口構成比の推移が、上福岡では27年には13.9、そして大井町でも13.9ということで、そういう意味では、変わりがないなというふうに思っていたのですが、突然きょう、この前配付されたのには、これが修正されていて、何も説明がないように思うのです。前のは、平成22年は上福岡市は14.4%、平成27年は13.9%というのがゼロ歳から14歳までの人口比でした。ところが、きょう配付されたのを見ますと、0.1%でわずかでございますけれども、大井町とは異なる、0.1%。という資料になっているのです。なぜこういうことが起こるのか。皆さんは多分前のと同じだろうと思っていらっしゃるかもしれませんが、ここが違うことが一つです。

それから、もう一つ、財政計画についても論議ということで、先ほど会長が言われた、どれだけ返すか、これからどれだけ借りるかはこれからなのだということ、財政計画は一体何のために私たちがここで論議をしているのか、わからないですね。212億円借りる計算になっています。そして、地方交付税に算入されるもの、新しい市が返すものという財政計画をこの協議会では議論してきたはずなのです。ところが、今、会長のお話ですと、どれだけ返すかわからないから、だからそれはこれから検討するのだというようなことだと、ちょっと違うように思うのですが、この点について2点お答え願いたいと思います。

会長（議長）

それでは、私の方から1点だけ。

要するに大枠と、それからきちっとした数字、これはこれからきちっと出していかなければいけないと思っています。今は大枠の中で概算の一つの指標、あるいはそういうものを念頭に置いて計画をしていくということが本来の責任ではないかと私は思います。今ここで数字出して、いざそのときになったら数字が違うではないかというお話になっては、これはかえって混乱を招くということからそう申し上げたのでありまして、その使い方についてはしっかりと住民とのコンセンサスを取りながら、やっぱりやっていかなければいけないというのが考え方の一つであります。

事務局、どうぞ。

事務局

12ページのところでご質問ありました。ここは、前に第3回会議ですか、そのときにお出ししたもので、第4回の修正含めまして県と正式協議したのですけれども、この上から下を足しますと、四捨五入の関係で0.1%ずれていたもので、この辺、県の方からもご指摘ありまして、その辺、数字を四捨五入、切り上げ、切り下げのところでありまして、13.9%だったものを13.8%ということで変えさせていただいております。それ

につきまして、その隣の14.3%というのがありますが、これは前に14.4%だったのですが、これを14.3%に、そして下の方の大井町のところの16.3%とありますが、それは前は16.2%だったのですが、16.3%と0.1%のプラスということで変えさせていただきました。これにつきましては、トータルで100%ということで、数字上、指摘もありましたので、修正させていただきました。

以上です。

会長（議長） 山川委員。

山川委員 そうすると、ほかに指摘で黙って変えてしまったところ、あるのですか。その点について伺います。

それと、212億円というのが概算だということで、新市になったら、また検討し直すのだというようなことですよね、今の会長のお答えですと。そうすると、これは概算ですということを、新市建設計画を市民の人に配るのには注意書きがあるわけですね。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 ほかにどこか黙って変えたという言い方をされましたが、黙って変えたわけではなくて、変えたものを、きょうご提示して、再確認ということをお願いしていますので、その点についてはご理解いただきたいと思います。

変えた部分とといいますか、平仮名であったものを、「めざす」を漢字の「目指す」という形に変えたりですとか、あと「さまざま」という平仮名を漢字の「様々」に変えたりですとか、そういったところをごさいまして、最終的な形態をとらせていただいたのが、きょうお示ししているものということになりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

会長（議長） ほかにありますか。  
山川委員。

山川委員 212億円については、これは概算だということで、財政計画については概算ですというふうに注意書きが出るのでしょうかということについては返答がありません。

それから、文言について、漢字を平仮名にしたということですがけれども、このパーセンテージも大変重要なものですよね、実際は。それをやっぱりきちんと報告しないというか、議会でしたらきちんと、こういうものは、これをこれに変えましたと、小さいところまでご報告されるのが本当だと思うのです。それ

で、協議会ですから黙って変えてもわからないやと思っていらっしやるのだったら、大変協議会をばかにした話だというふうに思います。これは訂正文は出さないのでしょうか。

会長（議長） 概算の問題ですけれども、これはどこの議会でもやっていることなのです。事業費というものを組んで、それで最終的にそれが設計事業の、要するに工事というものが積算されるのでありまして、最初からそういう予算を提示するということはないのです。それと同じように、新市計画の中でも概算、この年度になるとこういう事業が必要なのではないかとということが一つの概算的な予算を計上しているということでありまして、その都度、今度は工事に入ればその予算がしっかりと提示される、こういうことですので、あえて概算要求ですとかということとは書き出す必要はないというふうに思っています。

ほかにございますか。

〔何事か言う人あり〕

会長（議長） それでは、確認事項1の新市建設計画については原案のとおり確認することに決定いたします。

次に、確認事項2の合併協定書を議題といたします。

この協議に入ります前にご報告をいたします。お手元の資料にありますように、平成17年1月13日付けで富士見市長から合併協議会会長あての上福岡市・大井町法定合併協議会における新市名称の再考についての文書と回答、平成17年1月21日付けで富士見市長から合併協議会会長あての上福岡市・大井町法定合併協議会における新市名称の再考についての文書と回答、平成17年1月17日付けで日本共産党上福岡市市議団団長山川すみえ氏から合併協議会あての合併協定調印式の中止を求める申し入れの文書と回答、平成17年1月13日付けで合併を考えるかみふくおかの会代表江藤明氏から合併協議会会長あての合併について市民への十分な説明を果たさないまま新市の名称を決めたことに対する抗議の文書がございました。それぞれお手元の配付資料のとおりでありますので、ご報告を申し上げますので、よろしく願いいたします。

それでは、確認事項2、合併協定書について事務局から説明を願います。

事務局 それでは、協議会資料の45ページをごらんください。引き続きまして、確認事項の2番、合併協定書についてご説明をさせていただきます。

資料を1枚めくっていただきますと、協定項目の目次がございます。46ページと47ページになりますが、こちらをごらんになっていただければおわかりのとおり、合併協定項目の調整

方針を取りまとめたものでございます。本合併協議会では、その大きな役割といたしまして、合併協定項目の調整、そして新市建設計画の作成を掲げてございます。これは、第1回の会議、合併協議会でご確認をいただいた事項となっております。この合併協定項目につきまして、前回第4回会議までに各協定項目についての調整方針がまとまりましたので、それを合併協定書として取りまとめることのご確認をいただくものでございます。各協定項目の内容につきましては48ページ以降になりますけれども、これは既に今までの会議で十分にご審議をいただきまして、ご承認をいただいた内容となっておりますので、よろしく願いいたします。

なお、この協定書につきましては、この後の協議事項であります合併の是非の判断、これで協議会として是という結論が出た場合には、両市町長によります合併協定調印式が行われることになっておりますが、そのときの調印内容ともなりますので、申し添えをさせていただきます。

これで、確認事項の2番、合併協定書についての説明を終了します。よろしく願い申し上げます。

会長（議長） ただいま確認事項の2の合併協定書について、事務局から説明がございました。資料は45ページから56ページです。

合併協定書は、これまでの本協議会で協議、決定いただきました各協定項目の調整方針の内容を両市町間で確認するためにまとめたものです。言いかえれば、協議の集大成とも言えるものです。

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等がありましたら、お受けしたいと思えます。ございますか。

山川委員。

山川委員 合併特例債に規定されている協定項目の中に、第4回でしたか、大井町の固定資産税を5年間特別措置にするというようなことが報告されたと思えます。これが書かれていないのはどういうわけでしょうか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 市街化農地になった場合の宅地並み課税の関係かと思えますが、あの件につきましては、税法上で、みなし課税ということになりますので、協定を結ぶものではなくて、法に定められたものというご理解でお願いいたします。

会長（議長） 山川委員。

山川委員 第4回の説明資料ですと、5年間という、合併特例法に規定

されている5年間というものを適用するというふうを書いてあったと思うのですが、この点については合併特例法によるものではないのですか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 前回第4回会議で報告させていただいたのは、合併特例法で法上の制度があるものとして、地方税の不均一課税と市街化農地の関係をお話しさせていただきました。合併協議会で協定項目として調整する部分というのは、不均一課税の部分である国民健康保険税の関係でございます。そちらの市街化農地の関係は既に、協定を結ぶまでもなく、法律で定められております制度ということでのご報告をさせていただいたということになります。

以上です。

会長（議長） ほかにございませんか。  
塚越委員。

塚越委員 前々回のときに協定項目の中で私が質問したうち、検討含みのお答えをいただいたものについて確認したいと思います。

一つは、一般職の職員の身分の取扱いについてです。8番。上福岡市と大井町については、人口規模は非常に似ているのですが、行政組織については、大井町が非常に簡略な行政組織になっているのに対して、上福岡市は課とか係が非常に細分化されています。これをどう調整するかといったときに、大方針は簡素な行政組織となっています、簡素な組織ということで。そうすると、簡素な方に合わせるというふうこれを解釈することになると、大井町の行政組織の方が簡素になっていますので、そちらに合わせることになるのかどうか。ちょっと前回のお答えだと、はっきり読み取れないので、どうするのか。例えば、大井町では一つの係になっているものが、上福岡市だと一つの課になっていたりするわけです。前回も一例申し上げたけれども。例えば大井町では下水道については係の中に含まれてしまっているのです。土木一般の中に下水道も含まれている。上福岡市さんの方は、それ以上組織になっているという、これは例ですけれども、そういうのが各所に見られるわけで、そういう今の8番と組織との関係が当然職名や人事との関係で出てきますので、当然組織が変われば、部課長、係長のポストの数も決まってくるということになってくるのです。そのところははっきりしておく必要があるのではないかなと思うのです。これは、浦和、大宮、与野が合併したさいたま市の場合も、後で大きな問題になった部分なのです、数決まっていますから。

そして、さらに職名等の問題については、大井町の方は幹部職員が極めて少ない、そういう構成になっています。部長級については5名だけです。一方、上福岡市の方は、部長級については、次長含むと26名ぐらいいるのかな、この間の資料だと。5倍からの差がある。そのまま移行しますと、幹部職員はほとんど上福岡になって、指揮命令を受ける職員は大井町の職員が圧倒的に多い、こういうことになろうかと思うのですが、どういうふうに調整されるのか。ここに、処遇の適正化の観点から、合併時まで調整し、統一を図るとなっているのですが、言いにくいことなのですけれども、あえて申し上げますので、大変言いにくい形もあるのでしょうかけれども、でも大事なことから、方針上どうだということでお答えいただきたいと思いません。全然数が違うわけです。かといって、さいたま市の例を見ても、降格したりするのは難しいでしょうし、かといって、それは住民サービスの点で言えば人件費の限界もあるし、簡素にするという組織の大方針もある。これはどうするのだということで、合併の眼目が行政改革ということになっている以上、このところは簡単な問題ではないのです。きれいごとでは済まないのです。だから、お聞きしているわけなのです。

会長（議長）      副会長、どうぞ。

副 会 長      ご意見であるように、趣旨は全く同じ答えになると思いますが、いわゆる行政改革、この問題はしっかり受けとめて作り直さなければいけない。その中で、組織と、それから身分と、そして給与、これは切っても切れないのです。リストラするわけにはいきませんので。しかし、やはり合併、また今日の課題として、行政改革の中でどれだけ簡素化された組織をつくっていくか。しかも、その対面には行政サービスを落とさないという、そういう二つの使命を持って組織をつくり上げなければいけないということです。それで余らすわけにはいかない。ということ十分に考えています。したがって、大井町が、今大井町の組織の中であるので、大井町の今の組織で足りるけれども、しかし10万人を超えた組織になれば、これは違う形態の組織が多分必要になってくるだろうというふうに考えています。したがって、その行政需要に即応した組織をもう一度作り上げなければいけない。そこにどういう人を張りつけばいいか。もちろん人の能力もあります。個人個人の能力もあります。それから、組織での力を出せるような作り方もあります。そういったことを十分に研究して、そしてこれは早急につくり上げなければいけない問題だというふうに考えています。

それで、一つだけ、誤解を招いているといけませんので、しっかり申し上げておきますが、いわゆる枠外にはみ出すようなことではなくて、両方の職員が一致団結して、10万人を超え



る市民をしっかりと守っていけるようなそういう組織をつくりたいというふうに我々2人は今話をしております。9月30日までの話になるかもしれませんが、いずれにしてもそれだけは9月30日までにはしっかり作り上げておこうと。ただし、時間がかかるのではないかとこのように思っているのです。一つの方法としては、10月1日から急激に組織をつくり上げるということが無理であれば、前にもこれは承認をいただいておりますけれども、総合支所という問題があります。大井総合支所、上福岡総合支所、そういう総合支所形態の中で、まずは当面進めていって、そしていつの日か合体をすることによって、新しい組織に衣がえをしていくと、こういうことで、この先、進めていきたいというふうに考えています。

会長（議長） ほかにありますか。  
塚越委員。

塚越委員 今、島田副会長から、基本的な点でコメントいただいたのですが、今も言いましたように非常に総論的に言うのは言える部分なのです。でも、どこでも本当の意味での行政改革がなかなかしづらいというのは、いざ各論に入ってみると、今おっしゃったように職位の問題とか、給与の問題だとか、人事職上の問題だとか、それからまた従来の組織機構間の問題だとか、いろいろそういう行政内部問題にぶち当たるわけです。だから、言いつらいのですけれども、私も今、議会の方でお世話になっておりますので、当然言えばこういう問題というのは、よそから批判も食いますし、いろいろあるのでしようけれども、ただやっぱり住民にとって税金が人件費として、また内部管理経費として最も効率的で有効に住民のためになるように使われなければならないということですから、少なくともその40%ぐらいが管理的職員になってしまうだとかという状況、これは組織として不正常ではないかと思うのです。まして総合支所方式になってくると、あっちにもこっちにも管理職いるわけです。だから、住民サービスをよくするという点と管理職数がふえるという二つの問題が矛盾するわけなのだけれども、それは一例だけれども、そういう問題を統一してとらえる形で、この13番、組織機構の取扱い、書くのは簡単なのだけれども、実際やる以上は、裸でやっていかないと私はできないのではないかとこのように思うのです。

会長（議長） 副会長。

副会長 確かに言わんとすることは、ある一定の経過期間だけは、もう今までポストを与えているわけだし、給料も与えているわけですから、それを取り上げるわけにはいかないですよ、具体的

に申し上げれば。だから、そういうところも一応加味しながら、しかし肥大化は絶対防がなければいけないですよ、組織は。肥大化してはいけない。それでは何のための合併なのかということになってきますから。根本から間違ってしまう。ですから、やはり根本だけはしっかりとらえて組織を立て直す、作り直すということを言っているのです。ただし、ある一定期間はそういう若干矛盾を抱えた組織はつくらざるを得ないということは、多分予測されることだろうと思っています。

会長（議長） 塚越委員。

塚越委員 今の点は、考え方の違いはないと思うのです。ぜひそのところで、主人公は住民ですから、住民にとって簡素で効率的でということを中心に、かといって、そこで働く人々が不安になったり、士気が低下しては困るわけですから、そこを統一的にやっていただきたいと思うのです。

それで、12番の条例・規則のところについてですが、これも前回申し上げて、その後はっきりしていないのです。さいたま市の例をくっつけられて、我々は賛成だ、反対だ、言われたのです。それで、条例・規則については、各協定項目の調整方針に基づき統一し、新市における事務事業に支障を来さぬよう整備するものとするということ、どの条例や規則をどういう調整方針でやるかということについては出されないまま、さいたま市の例のコピーだけが出回ったわけですね。だから、少なくともこれはやっぱり上福岡市と大井町に、こういう条例とこういう規則があって、その一覧表が配られて、それについてやっぱり委員も、それからまた議会の議員も承知した上でやっていかないと、今ある自治体の法制である条例や規則が、ではどれがどういう調整方針なのかというのが、これは継続的に適用する、いや、これはそうではないとか示されないままいくのは、やっぱりこれは法治国家としてはまずいのではないかと前回申し上げただけけれども、これ、あいまいにされたままいくのですか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 条例・規則につきましては、第2回会議のときにご説明をさせていただいておりますが、条例・規則、上福岡市、大井町合わせますと、おおむね500近くあるかと思えます。それで、ここにございますように、各協定項目というのは、今第2次調査、事務事業の第2次調査というのをやっておりますが、3,000近くございます。統一するべき事務事業が3,000ある中のうちの合併協定項目26項目、この部分については協議会の方でご確認をいただいておりますので、合併時まで統一す

るものはそのような条例の整備をする。合併後に統一するものについては、合併後の議会でご審議をいただくと。ただし、そのほかの事業につきましては、協議がすべて終了したわけでもございませんし、なかなか具体的な調整に入っている段階ではございませんので、その具体的な調整に入って、これはもう事務方の作業になりますが、その中で調整の中身が固まり次第、この条例については専決、あるいは当初の議会にかけるとか、その内容が決まっていくものでございますので、現段階では、あくまでもその方針をお示しするという事で協議会でご確認をいただきたいということで提案させていただいたものでございます。

以上です。

会長（議長） ほかにございますか。  
野溝委員。

野溝委員 野溝です。

先ほどの塚越委員とも関連する質問になりますが、新市の事務所は上福岡市役所を当面の市役所として使用していく。そういう中におきまして、総合庁舎方式ということで大井町の庁舎も使って行くわけでありましたが、分野別機能はそれぞれが果たす機能がちゃんとしっかりありますけれども、管理的機能に関しましては、上福岡市役所にそれが置かれていくわけでありませう。当然市長、そして行政の管理機能、また議会が上福岡市役所に置かれていくわけでありませう。そうなりますと、大井町の現在の役所が支所という形で使われてきますと、そこでの情報の格差が生じることによって、まちづくりに格差が出てしまっただけではないと思います。その辺を十分気をつけていただいて、お互いにしっかりとした住民サービスを提供していただくようにしていただきたいと思いますが、その辺をどのように考えているのか、お答えいただければと思います。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 当面、現段階では組織機構につきましてもそうですし、何分キャパシティの問題がございまして、管理機能を入れるといっても、すべてが入るかどうかというのなかなか検証しづらい。組織が固まった段階で、その情報の共有、あるいは人の張りつき、管理機能といいましてもいろんな分野、住民の方のサービスが落ちるような配置はできない部分もございませうので、それらも含めまして今後十分に検討していきたい。その他ということで、今日、会議資料の一番最後に、この後になりますけれども、今後の調整方針、精神規定も書かせていただいておりますが、対等、平等の精神であるとか、そういう方針に基づき

まして支障を来さないような整備を考えていくということになるかと思えます。

以上です。

副 会 長

補足します。

具体的に申し上げますと、いわゆるサービスがどっちかに優劣つけてはいけないわけです。その一つとしては、まず電算化の問題があります。これは今担当が研究していますけれども、いわゆるこれは早く一本化して、情報は共有する。そして、スピーディーにサービスを提供する。これは早くやっておかなければいけないだろうというふうに思えます。

ただ、あと事務上のすり合わせについては、これは調整機能をしっかりつくれば、いわゆる中枢機能をしっかりつくっておけば、これはもうその差異は生じないというふうに考えます。実態をいろいろなところを見ても、その辺の調整機能というのは、これは今度は人がやることですから難しいかもしれませんが、これはやっていかなければいけないというふうに思っています。

会長（議長）

野溝委員。

野溝委員

総合支所方式をとることによって、両方の情報格差が生じないようにしていただいて、また住民サービスの低下がないようにお願いしたいと思います。

会長（議長）

ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

会長（議長）

それでは、確認事項の2の合併協定書は原案のとおり確認することに決定いたしました。

次に、協議事項1の合併の是非の判断を協議します。

事務局、どうぞ。

事 務 局

それでは、協議会資料の57ページをごらんください。協議事項の1番目、合併の是非の判断になります。ただいまの2点の議事で、新市建設計画のご確認をいただきまして、また合併協定項目の内容での合併協定書のご確認をいただきました。これらの協議がまとまったことを受けまして、この会議資料にございますように、本協議会では、上福岡市と大井町の合併について是とするものとするをご提案いたします。

協議資料の説明は以上でございます。

会長（議長）

ただいま協議事項の1の合併の是非の判断について、事務局

から説明がありました。資料は57ページです。

上福岡市と大井町が合併協定書に基づき合併することの是非の判断について、ご質問、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

山川委員。

山川委員

ここにありますが「新市建設計画及び合併協定項目の協議がまとまったこと」というのは、今ご説明を受けて、先ほど前回までの賛否をとられて、そして賛成多数ということでまとまったというふうに理解しているのか、この点について第1点伺います。

それから、第2点ですが、聞くところによりますと、この合併の問題については住民投票もせずにやってしまうということですが、大井町では町長のリコール運動が起こっております。上福岡市では、2月20日から上福岡市の市長選挙がございます。27日には投票があるわけですが、これらを受けて、上福岡市と大井町の合併について是とするということをここで決定した場合、やっぱり住民の意思を、住民投票しないということによって住民とのねじれ現象が生まれるということも懸念されるわけです。こういう点について、それでも住民投票はせずに、この是を協議会だけで、それも協議がまとまったというのは意見多数ということでまとまったと確認をするということなのでしょうか、伺います。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局

1点目でございますが、ここの協議がまとまったということは、第1回会議の協議でご確認をいただいておりますが、合併協議会の会議運営規程、ここでは協議会の確認の仕方、表決の方法ということがございます。こちらで第5条で、出席委員さんの3分の2以上の賛成をもって決するというので、協議会としての意思の決定はここで確認されたということでございますので、第4回までの協議事項がまとまったということは、この協議会での判断がまとまったというふうに解釈をさせていただきます。

以上です。

会長（議長） ほかにありますか。

山川委員。

山川委員

今質問したのですが、住民とのねじれ現象ということが生まれかねない事態で、そういう意味ではこのまま決めてしまうということなのかということです。あくまでも住民投票、住民に意思を問わないのかということです。この点についてどうでし

ようか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

〔「では、私の方から」と言う人あり〕

会長（議長） 副会長、どうぞ。

副 会 長

リコールの問題ですけれども、これは私の政治手法の問題を問われているので、これに対しては私は答える必要はありません。

それから、大井町の状態ですが、いわゆる住民投票に関しましては議会で2度否決がありました。そういう事実も一つの参考になるかというふうに思います。

以上です。

会長（議長）

それでは、上福岡市の方は、あくまでもこれは法定協は法定協です。これは独立をした委員会でありますので、その決定を受けて、最終的には議会が判断する、こういうことですから、このことで決まったということではなくて、こういう方向が出ましたよというのが今回の判断でありますので、別にこれという問題は、ねじれるとかそういう問題は私はないというふうに確信をしております。

ほかにございますか。

塚越委員。

塚越委員

今、両正副会長からお答えを聞きましたが、合併問題というのは、その住民にとっての大変大きな問題でございます。この間いろんなところで努力が行われてきましたけれども、しかし一番大事なものは住民合意、主権者である住民の合意がどれだけ形成されてきたかということですが、十分な説明をした上で十分な合意形成があったというならば、それはそれでその結果に従うのが民主主義だと思うのです。だけれども、今まで見てみると、大井町の場合でも、島田副会長は議会で2回住民投票が否決されたから、それが民意だというふうにおっしゃりたいのでしょうか、しかし町長みずから行ったアンケート調査では、急ぎ過ぎはだめだということと、合併反対というのが世論の8割近くを占めたという状況の中で、住民投票は検討中というふうに言っていたのが、最終的には必要ないというふうに町長もご判断された。議会が否決したからそれでいいのだというふうに、今の話、とれるのですけれども、そういう情勢下で民意の形成がこれで図れたのかという点について、この点については島田副会長と武藤会長にお尋ねしておきたいというふうに思います。

会長（議長） 副会長、どうぞ。

副 会 長       さまざまなかことがある一点、十分な説明が行われずという部分ではありますが、私どもは説明はかなりしてきたというふうに思っています。ただ、残念ながら、やはり前回の2市2町の説明会でも今回の説明会でも、今回は特にもっと集まってほしいということで体育館でやりました。体育館を会場にしました。もっと来るだろうと。しかしながら、やはり2市2町のと看とほとんど変わらなかったということで、440人だったかな、全合計で440人。これは延べです。だから、そういう状況下であるので、残念ながら参加者は少なかったのですが、ではそれでおしまいにしたかといいますと、それでとどまらず、合併の状況については広報でお知らせし、なおかつ特集号を5回出して、そしてまた今度1日号でも合併の動きということで、今までの動きを詳細にわたって説明をしようということで、もう用意してあります。こういった経緯をしております。また、議会の方も、十数回、特別委員会で合併の是非論を行ってきたわけでありまして、そしてまたシンポジウムも議会で行ったと。そういった情報の開示といいますか、情報をお知らせする、そういった努力をしてきたわけです。だから、まず1点目は、すべて100%の人に情報が行き渡ったかということ、これは受ける側の問題もありますけれども、一応するべき手だては打ったというふうには思っています。

それで、あともう一つは、住民投票の問題でありますけれども、住民投票のさまざまな、大井町の今までの動きを見ますと、賛否、かなり拮抗しているということもあります。そしてまた、残念ながら賛成の方の声というのは、大きく浮かんでこないのです。したがって、私どもは賛成の方の請願もあったし、それから住民投票なんかもあったし、それから住民投票の結果も見たし、またいろいろな会場での賛否両論の声も聞いたし、ということであるのであれば、これはやはり私が議会で申し上げましたけれども、住民投票をせずに、やはり法律で認められた議会での議決で決することが、むしろ住民投票をやって住民を二分するようなそういう混乱を避けた方がいいという判断を私はいたしました。したがって、議会で真摯な論議をしていただいて、そして決定をしていただきたい、こういうふうな考え方でございます。

以上です。

会長（議長）       それでは、私の方からもお答えを申し上げます。

私の方でも、要するに全戸配布をした広報によって何度も説明をしてあります。また、あわせて、質問者も含めて、ここにご出席いただいているのは住民の代表ではないかというふう

に私は判断しております。その代表の決が将来の上福岡市、大井町の住民をそれを誘導していく。これは大事な仕事であります。そういう仕事の中で、この法定協が独自の判断をする。これはもう当然な当たり前のことです。その後、その判断を受けて、住民代表であります議会がしっかりとした判断をする。これが当然のことでありまして、私は住民投票というのは、議会あるいはそのトップが判断をしかねたときにすべき行為というふうに私は思っております、最初から住民投票をする、そういう無責任な行動はしてはいけないというのが私の信念でありまして、質問者にもしっかりとお答えを申し上げておきたいと思っております。

以上です。

塚越委員。

塚越委員

今正副会長のお話で、考え方は、なるほどそうなのかということが見えたわけですが、いずれにしても住民投票というのは、代議制、間接民主制に対しての補完機能として民意を判断し、住民合意はどこまでできているかということ判断した上で、首長や議会が決断していくという、そういう補完機能としては位置づけられていると思うのですが、今回については正副会長とも、補完機能としての直接民主制の適用、住民投票を否定された発言だというふうに私はお伺いいたしました。島田副会長は、世論を二分するから混乱を招くのだと、こうおっしゃっているわけです。極めて遺憾だというふうに思います。そういう状況のもとで、法定協議会というのは、いわゆる行政の枠組みの中での判断ということになりますので、主権者である住民の民意との関係において必ずしもその機が熟しているというふうに、私は考えられません。また、政治手法としても妥当性を私は欠いているというふうに思いますが、これに対して、もしコメントがあればお願いいたします。

会長（議長）

島田副会長。

副会長

冒頭の住民投票を否定したという部分については、私はその辺はその意見に対しては真っ向から反対をさせていただきます。私は住民投票を全く否定していません。直接民主主義の一つの手法である。この手法であるということは容認するという事で、議会で申しております。そんな直接民主主義の否定は全くしていません。そこだけは誤解のないようお願いいたします。ただ、住民投票をするのか、しないのかという議論はやりましたよ。よろしいですね。これとは混同しないでください。これが間違っ外へ出ていきますと政治家の生命にもかかわりますので、はっきり申し上げておきます。直接民主主義は全く否定していません。それだけは訂正しておいてくださ



い。

会長（議長） 塚越委員。

塚越委員 島田副会長は直接民主主義は否定はしていないと。一般論としてですね。そういうことですね。制度論、一般論としては否定しないけれども、今回はそれを使わないというのですね。そういうことですね。だから……

〔何事か言う人あり〕

塚越委員 使うのなら使えばいいではないですか。否定していないのだったら、今回もその筋論を通せばいいのではないですか。矛盾しているのではないですか。一般的に制度論として認めていると言っているながら、今回は混乱するからやらないのだと。矛盾しているのではないですか。

会長（議長） ほかにございますか。  
三上委員。

三上委員 上福岡市・大井町任意合併協議会から法定合併協議会に移行されまして、第5回会議まで慎重に協議され、埼玉県の知事さんから市町村建設計画の協議につきまして異議がありませんという回答をいただいておりますので、本日の資料の中に詳しく合併の必要性を掲げております。合併特例債につきましても、新市の住民のサービス向上のためや施設や基盤整備に有利な条件で借りられる制度ということですので、どう利用するかはこれからの協議で、これから決めることになっておりますので、これについても何ら問題はないと思います。したがって、財源の厳しい中、省けるものは省きまして、よりよい、住みやすい、同じ家族になれるような住民になって、ともに時代の流れに沿って対応した、幸せに暮らせるような新市を築き上げられればと願っておる次第であります。是非の判断を是とするものでよいと思っております。住民投票につきまして、やはり反対のみの声だけが非常に投票所に行かれているように思います。やはりそういう点は、皆様、どうして住民投票に行かれないかということは、皆さんも、非常に財源が厳しい、そういうこと、合併の中のいろんな情報を配られておりますので、いろいろそのようなことを考えられまして、住民投票は要らないというふうに、私はそのように考えております。

以上でございます。

会長（議長） 鈴木委員。

鈴木委員

今さら質問することはないのですけれども、私も住民合意というふうな意味で、住民意思の確認という手法を欠いてしまったということに、やっぱり一番大きな問題があるだろうというふうに考えています。今回の新市建設計画の中で、2市2町の新市建設計画の中には住民参加ということがはっきりとうたわれておりました。しかし、その文言はこの新市建設計画の中からはなくなりました。パートナーシップというふうに言いかえられているわけですが、その住民参加の最も重要な形態というのは住民投票を認めていくということであり、さまざまな機会を通じて、行政の側が住民の意見を聞くという行為にあるというふうに私は思っています。ぜひ今回はそうした手法をとりながら、住民全体の合意を取りつけていくような手段をとっていただきたいというふうに私は願っておりましたけれども、そうした手法をとらずに拙速な審議が進められていくというようなことについては合意をいたしかねるという考えです。

会長（議長）

ほかにございますか。  
溝口委員。

溝口委員

まずもって、両首長が合併を手段とした新しいまちをつくっていかう、そのような判断のもと、このような任意協議会から法定協議会に移行するこの流れをつくっていただいた両首長に感謝を申し上げます。

私、この任意から法定協に参加させていただきまして、本当にこの地域をふるさととする子供たちがこのふるさとに根づいたまま生活していけるのだな、かすかな兆しが見えてきたなと、そんなふうな気持ちであります。この会議に参加していて、ようやく合併の必要性だとか、また細かい部分で財政の部分、両市町が苦しい中で行財政を運営されているのだなということがどんどんわかってきました。一般市民として、ただ普通に生活している中では、なかなかそういったことは気づかない。そんなことを多く気づかせていただいた会議でありました。その中で、今住民投票だとかいろんな話がありましたけれども、一般に生活している市民にとって、果たして住民投票やったところで、その正確な情報というのはなかなか伝わらないのかなというのが私の気持ちであります。やはりこれだけ何回も何回も会議を重ねた中でいろいろ見えてくるものが住民を代表しての判断であると思えますし、必ずやこの思いが議会において反映されて、新しいまちができていくということを私は議会に託したいなというふうに思います。

意見です。以上です。

会長（議長）

ありがとうございました。

ほかにございせんか。  
久保委員。

久保委員

私、任意協から法定協に移行するときに、ちょっと時期が早いのではないかと意見を申し述べた者ですが、本日まで地域の人たちの代表という認識のもとに、法定協に移行してから3回ばかり地域の人たちと話し合う機会を持ちました。一度は大学の先生にお越しいただいて、いろんな意見を拝聴しながら今日まで考えてきたわけですが、今日ここにこうしているんな協定、合併した場合のいろんな新市の計画ができ上がった段階におきまして、またこういう必要性があるのかなということで、合併は非常に必要性を認めるような、そのような気持ちになってまいりました。ただ、合併してしまえばそれでおしまいという形ではなくして、合併は一つの過程でございまして、私がこのようなことを申し上げるのもちょっと失礼なのですが、議員、各大井町、それからふじみ野の新しい市議会議員の先生たち、それから上福岡市の議員さん、また大井町の議員さんがこれからご活躍を願うわけですが、現に大井町におきましてもいろんな考え方があります。自分の近所にもあります。そういった中において合併した後、いろんな考え方を持っていた人たちが、合併してよかったなと、そういうふうな人が一人でもふえていくような、そういういろんな政策なり方法なりを、新しくなられた、その特例を生かして議員さんになられた先生方にいろいろご活躍を願うということが非常に大事であって、合併する、しないよりも、その後、合併してから先生方にいろんなご活躍を願って、今不安を抱えている人たちが合併してよかったなと、そういうふうに思えるように、この特例期間中に先生方のご活躍をお願いいたしまして、賛成といたします。

以上です。

会長（議長）

ありがとうございました。  
ほかにありますか。  
高野委員。

高野委員

今までの任意協、法定協、委員として出席させていただきまして、大変勉強になりました。民主主義ということについて勉強させていただきました。町長も説明の中で、去年行われました住民説明会の中で、民主主義というのはどういうものかなというふうな感じを抱かせた発言を聞いたのです。というのは、共産党の元町議が、議会の選挙、議員の選挙においては私どもは白紙委任をしていませんよと、こういう発言をしたときに、住民の方から拍手が起きたのです。私は共産党の元町議さんが言っていることであるから、私どもに票を入れてくれなかった

のだろう、そういう発言の対象は共産党議員団であったのだろうと、こういうふうに私はとりました。過日も臨時議会の中で共産党の議員さんから、私は住民から白紙委任されていない、こういう考え方の中で議員活動。我々は4年間というものは、何もしなければ行動も発言も全部自分自身の活動として住民の方に認められていると、私はこう確信しているのです。そういうような発言の中から、今回の町長のリコールも、変なネガティブなうわさが流れています。この間の臨時議会のときでも、合併推進の議員にお金が流れていると、こういうような発言も議長室で受けました。これはもう議員全体の名誉にかかわることですので、これは大変なことだなと。そういうネガティブキャンペーンをしながら物事を進めていく、住民が主体だ。私も考えは同じ。住民が主体で、合併することが住民にとって今後の財政上なりいろんな問題もクリアできると、こう確信しております。ですから、専売特許みたいに住民主体、主権在民、こんなことは我々はわかっていることであって、そういうところで私もこの議員選挙があって4年間、行動も発言も保障されています。そういうような規制を受けているような議会活動は私はしておりませんし、そのことによって。一つ間違った発言というか、勘違いしていると思いますけれども、町長は提案であって、その賛否を問うのは議会。議会の議決事項なのです。町長が賛成、反対、提案はされるけれども、最終的な責任を持って判断するのは議会です。そういうことで、私は自信を持ってこの合併については賛成をしたいと、こういうふうに思っています。

会長（議長） ほかにありますか。  
山川委員。

山川委員 それでは、この合併の是非の判断について、非とする。私は合併すべきでないというふうに考えます。といいますのは、協議が調ったという、まとまったことを受けというふうになっておりますが、実際にはこの法定協議会の中の賛否だけということになります。私は、法定合併協議会の協議は協議として大変重要なことだと思います。ところが、協議自身は、質問を3回に減らすとか、制限するとか、それから実際には質問しても答えてくださらなかったり、書類についても提出された資料についても、きちんと訂正がされたもの、そのものについての説明がされないなど、大変民主的に行われたと言いがたいさまざまな問題があります。しかし、協議をするということは大変重要なことですから、私も熱心に加わってまいりました。しかし、先ほど上福岡の市長であり、この法定協議会の会長がおっしゃったことでは、住民投票というのは、議員が判断できなかつたり、それからトップが判断できない場合にやるのだというふう

に言われております。法定合併協議会で住民投票するか、しないかは、トップの判断。つまり大井町と上福岡市の首長同士が法定協議会でも住民投票しないのだというような判断のもとに行われてきました。私は、住民投票をするか、しないかも含めて、きちんと法定協議会に諮るべきだと考えております。

私どもが今、民主市政をつくる会というところでアンケートをとりました。500通ほど来ておりますけれども、1市1町の合併には反対とする人が60%、そして賛成、反対も含めて住民投票をすべきだという人は90%にも上っております。今各委員から賛成の方の中には、正確に情報が伝わらないということがよくわかった、賛成の人は投票に行かないのだ、こんなことで私は法定合併協議会で賛成か、反対かを決めるべきではありません。正確に伝わらないのだったら、法定協議会が住民にきちんと正確に伝わるように、前に行った公聴会なりシンポジウムを行うべきです。また、賛成の人が投票に行かないのなら、賛成の人に、賛成だと思ふ人がもっと働きかけるべきではないですか。そんなことを理由に、私は住民投票が行われないというのは大変住民をばかにしたといいますが、本当に住民をないがしろにしたことだと思います。今からでも遅くはありません。住民投票を実施し、この法定協議会として住民投票を実施し、そして住民の賛否を問うべきだと思います。3月、合併特例債の期限までにはまだまだ間に合いますし、また実際にリコール運動が起こっていること。これは20日が締め切りのようです。それから、上福岡市の市長の選挙は2月27日に投票が終わります。これらを考えるとき、私は住民投票を実施するとともに、やはり今ここで早急に是とする、多数で是とするというのは、住民の意見を聞かないことになると思いますので、反対をいたします。特に議員の特別措置については住民の方から大変な不満が出ております。そういう意味からも、ぜひここでとるべきではないと考えます。

以上です。

会長（議長） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

会長（議長） ないようでございますので、それでは協議事項1の合併の是非の判断についてお諮りをしたいと思います。

原案に賛成とお考えの方は挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

会長（議長） 挙手多数であります。

それでは、協議事項1、合併の是非の判断につきましては、

原案のとおり上福岡市と大井町の合併については是とすることに決定させていただきます。

それでは、その他を議題といたします。

その他の1から3まで、一括して事務局から説明をお願いいたします。

## 事務局

それでは、その他1から順次ご説明をさせていただきます。

58ページ、お開きください。本日予定しております合併協定書の調印後の事務手続ということで、ここにお示ししております。両市町の議会で合併関連議案が審議されまして可決された段階で両市町で合併申請書を作成しまして、埼玉県に申請の手続をすることになります。

次に、県が総務省と市制施行協議を行いまして、同意されますと県議会に議案が提出され、議決されるという運びになります。その後、県知事が合併の決定を行いまして、再度総務大臣への届け出、大臣告示を経て、10月1日に新市誕生というスケジュールになってきます。

次に、59ページ、ごらんください。その他2ということで、法定合併協議会報告書(概要版)の作成について説明させていただきます。まず、発行の目的としますと、両市町の住民に合併についての理解を深めてもらうため、法定合併協議会で決定されました内容をわかりやすく解説した冊子を作成し、全戸配布するものです。仕様は、A4判2色刷りで中とじ、28ページ。タイトルは、仮称ですが「上福岡市・大井町の未来」ということで予定しております。構成は、合併の必要性と効果から始まりまして、合併に伴う各種手続ということで6項目ほどの区分に分けて掲載する予定です。配布先は上福岡市と大井町の全戸配布でして、3月1日号の広報紙と同時に配布ということで、2月25日の発行になります。そして、きょう印刷のイメージということでお配りしましたが、あくまでイメージということですので、ご理解のほどいただきたいと思います。

続きまして、60ページをお開きください。その他3ということで、各種事務事業の調整方針についてです。両市町の行政が行う各種事務事業のすり合わせは、合併後に調整するものなど、すべて含めると約3,000項目に及びますが、法定協議会で確認されました合併協定項目の調整方針に従いまして、今後上福岡市、大井町の行政の方ですり合わせ作業を行うということになります。その際の基本的な考え方と調整方針をまとめましたものが、ここでお示ししているものになります。基本的な考え方としまして、先ほど委員さんからもご要望ございましたが、対等・平等の精神、助け合いと温もりのまちづくり、3番としまして行政サービスの統一ということを掲げさせていただきます。

そして、2番としまして、各種事務事業の調整方針についま

しては、今後の具体的な調整の考え方を示しておりまして、この部分につきましては第1回会議で既に確認をいただいている内容でございます。

簡単ですが、以上でその他の1から3までの説明を終わらせていただきます。

会長（議長） それでは、1から3までは報告事項でございますので、以上で本日の協議事項はすべて終了いたしました。  
そのほか、事務局から何かございますでしょうか。

事務局 それでは、事務局の方から1点ほどご連絡申し上げます。  
先ほどお話、こちらの方から説明ございましたように、ここで本日協議が調いましたので、さきにご案内させていただきましたとおり、本日午後6時から勤労福祉センターの方で調印式をとり行いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。  
以上でございます。

会長（議長） 以上をもちまして本日の会議を閉じさせていただきたいと思っております。  
議事進行に対するご協力に感謝を申し上げ、議長の職を解かせていただきます。大変ありがとうございました。  
それでは、最後に副会長の方からごあいさつをお願いいたします。よろしく申し上げます。

副会長 法定協議会最後のごあいさつをさせていただきます。第5回のごあいさつをさせていただきます。  
きょうは、合併の是非という結論のところまで進んだわけがありますが、今日まで皆さん方、各委員さんそれぞれのお立場で、多分ぎりぎりのところまでのそれぞれご苦労があったのだらうというふうに思っております。それだけ、多分皆さんは真剣にこの会議に取り組みながら参加をされたということに対しまして、心から感謝を申し上げたいというふうに思います。  
ただいまご意見にもありましたように、合併が是となったわけではありますが、これから議決という、まだ道があるわけがありますが、もし合併という道を歩むならば、まさにその後どうするかという問題が特に必要であります。ただ合併をするということではなくて、やはりその後、さらに上福岡市、大井町の両町民、市民が幸せになるためには、今後我々はどのようにいったらいいか、どんな努力をしていかなければならないか、こういったことを真剣に考えてこれから行政に取り組んで、我々は行政に取り組んでまいりますし、また住民の代表の皆さん方も住民活動の中でご活躍を願いたいし、また議員の皆さん方も特に在任特例という期間があるわけがありますので、その間に十分に住民の幸せを願って議会でのご審議をお願いしたいとい

うふうに思います。

簡単でございますが、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして上福岡市・大井町法定合併協議会の第5回会議を終了させていただきます。

大変ありがとうございました。お帰りの際には、恐れ入りますが、名札、傍聴券等を出口にてお渡しいただきたいと思います。お疲れさまでございました。

午前 11時39分閉会